

さくら総合法律事務所

弁護士 竹内 裕 詞

弁護士 寺島 隆 宏

弁護士 遠山 圭 一

〒460-0003

名古屋市中区錦二丁目4番3号

錦パークビル2階

電話052-265-6663

弁護士報酬基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この弁護士報酬基準は、さくら総合法律事務所の所属弁護士が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、受任した事件に対する弁護士報酬及び費用を明らかにすることによって、これらに対する依頼者と弁護士の認識を共通にし、認識の相違に起因する誤解や紛争が発生することを防止するとともに、相互理解に基づく信頼関係を構築することを目的とします。

(個別契約の優先)

第2条 この弁護士報酬基準の定めと異なる報酬額を個別の委任契約で定めた場合には、弁護士報酬は個別の委任契約の定めによるものとします。個別の委任契約で定めなかった事項についてはこの弁護士報酬基準が適用されるものとします。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士報酬は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当および着手前調査費用とします。

2 前項の用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定のほか、電話・電子メール・ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含む。）の対価をいいます。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。

(3) 着手金

事件または法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、受任時に受けるべき金員をいいます。着手金は、委任契約の中途終了（依頼の撤回、辞任、解任その他契約が終了した理由を問いません。）、委任事務処理の結果の成功、不成功にかかわらず、返金しません。

(4) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける金員をいいます。なお、報酬金は事件の結果が判明した時点で発生します。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(7) 日 当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいいます。

(8) 着手前調査費用

弁護士が、受任前に法律関係や・事実関係につき、事前処理を行なったが、受任に至らなかった場合の対価をいいます。

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 弁護士報酬の支払時期は依頼者と弁護士の間で締結した委任契約書の定めによります。

2 委任契約書に定めがない場合の弁護士報酬の支払時期は以下のとおりとします。

(1) 着手金 事件等の依頼を受けたとき

(2) 報酬金 事件の処理が終了したとき

(3) 着手金及び報酬金以外の弁護士報酬 この基準に特に定めのあるときはその規定に従います。この基準に特に定めがない場合には弁護士が依頼者に催告をしたときに支払うものとします。催告は依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 受任した事件の処理について、弁護士の側の理由により、他の弁護士が関与することになった場合には、弁護士報酬の算出に当たっては1

件の事件として扱います。

- 2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与することとなった場合には、それぞれの弁護士が依頼者に弁護士費用を請求することができるものとし、それに伴う弁護士報酬の増額分については依頼者が負担します。
- 3 複数の弁護士が協力しなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それぞれの弁護士が依頼者に弁護士費用を請求することができるものとし、それに伴う弁護士報酬の増額分については依頼者が負担します。

(消費税に相当する額)

第7条 本基準の報酬額は本体価格とし、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額は、別途加算するものとします。

消費税法の改正により税率の変更があった場合には、報酬を支払う時点での税率の定めに従うものとします。

第2章 法律相談等

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、原則として次のとおりとします。

| | |
|---------------|---------------------|
| (1) 初回市民法律相談料 | 30分毎に金5000円 |
| (2) 一般法律相談料 | 30分毎に金5000円以上金5万円以下 |

- 2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいいます。

(書面による鑑定料)

第9条 書面による鑑定料は金20万円以上とします。

第3章 着手金および報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金および報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金および報酬金については、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む。）。
- (2) 将来の債権は、報酬支払日から履行日までの中間利息を債権総額から控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、報酬支払日から各履行日までの中間利息を債権総額から控除した額。ただし、期間不定のものは、最初の履行日から7年間に支払われるべき給付金の総額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、権利の対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が権利の対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1

の額を加算した額。

- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号ないし前号の定めにした額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲、持分又は評価に争いのある部分については、争いの対象となる財産、持分又は評価の額を加算する。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲、評価およびその相続分について争いの無い部分については、財産の相続分の評価額の争いのない部分に相当する額の3分の1の額。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額。）。

(経済的利益算定の特則)

- 第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとします。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益（名誉，信用，紛争及び委任事務の影響・効果，紛争による精神的苦痛など）が，前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第13条 第11条によっては経済的利益の額を算定することができないときで必要なときは，依頼者と弁護士協議により着手金及び報酬を定めます。

(民事事件の着手金および報酬金)

第14条 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件および仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く)の着手金および報酬金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

| 経済的利益の額 | 着手金 | 報酬金 |
|------------------------|-----|-----|
| 金300万円以下の部分 | 8% | 16% |
| 金300万円を超え，金3000万円以下の部分 | 5% | 10% |
| 金3000万円を超え，金3億円以下の部分 | 3% | 6% |
| 金3億円を超える部分 | 2% | 4% |

2 前項の着手金は，訴訟については金50万円，訴訟以外の事件については金30万円を最低額とします。

(調停事件および示談交渉事件)

第15条 調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう，以下同じ）事件および弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下，「仲裁センター事件」という。）の着手金および報酬金は，

個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，それぞれ前条第1項および第2項または第18条項第1項および第2項の各規定を準用します。ただし，それぞれの規定により，算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件または，仲裁センター事件を受任するときの着手金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，前条第1項および第2項または第18条第1項および第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 3 示談交渉事件，調停事件または仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，前条第1項および第2項または第18条第1項および第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 4 前3項の着手金は，示談交渉事件については金20万円，調停事件については金30万円を最低額とします。

(契約締結交渉)

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，経済的利益の額を基準として，次のとおり算定します。

| 経済的利益の額 | 着手金 | 報酬金 |
|------------------------|------|-----|
| 金300万円以下の部分 | 4% | 8% |
| 金300万円を超え，金3000万円以下の部分 | 2.5% | 5% |
| 金3000万円を超え，金3億円以下の部分 | 1.5% | 3% |
| 金3億円を超える部分 | 1% | 2% |

- 2 前項の着手金は，金15万円を最低額とします。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは，契約書その他の文書を作成した場合でも，その手数料は請求しません。

(督促手続事件)

第17条 督促手続事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

| 経済的利益の額 | 着手金 |
|------------------------|------|
| 金300万円以下の部分 | 4% |
| 金300万円を超え、金3000万円以下の部分 | 2.5% |
| 金3000万円を超え、金3億円以下の部分 | 1.5% |
| 金3億円を超える部分 | 1% |

- 2 前項の着手金は金15万円を最低額とします。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条または次条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とします。
- 5 督促手続事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条または次条の規定によるものとします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求致しません。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、弁護士は前各項の着手金および報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の2分の1（但し、金10万円を最低額とします。）を、報酬金として同条の規定により算定された額を、それぞれ受けることとします。

(手形・小切手訴訟事件)

第18条 手形・小切手訴訟事件の着手金および報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

| 経済的利益の額 | 着手金 | 報酬金 |
|------------------------|------|-----|
| 金300万円以下の部分 | 4% | 8% |
| 金300万円を超え、金3000万円以下の部分 | 2.5% | 5% |

| | | |
|----------------------|-------|----|
| 金3000万円を超え，金3億円以下の部分 | 1. 5% | 3% |
| 金3億円を超える部分 | 1% | 2% |

- 2 前項の着手金は，金20万円を最低額とします。
- 3 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，第14条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とし，その報酬金は第14条の規定を準用します。

(離婚等事件)

第19条 離婚事件の着手金および報酬金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，次のとおりとします。

| 離婚事件の内容 | 着手金および報酬金 |
|---|-----------------------|
| 交渉支援プラン（離婚協議は依頼者が行い，弁護士は法律적アドバイスを行う） | 支援期間3か月につき 金10万円以上 |
| 離婚協議書作成セット（2回までの法律相談と離婚協議書の作成を行う） | 金10万円以上 |
| 自分でやる調停セット（2回までの法律相談と調停申立書の作成を行う〔弁護士は離婚調停に同行しない〕） | 金15万円以上 |
| 離婚交渉事件 | 金20万円以上 |
| 離婚調停事件・離婚仲裁センター事件 | 金30万円以上 |
| 離婚訴訟事件 | 金50万円以上 |

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件または離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，第4項にあたる場合を除き，前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件から引き続き離婚訴訟事件を

受任するときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第4項にあたる場合を除き、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。

- 4 個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、自分でやる調停セットから引き続き離婚調停事件を受任するとき（依頼者が弁護士を同行せずに離婚調停を行うつもりだったのを弁護士同行のうえ家事調停を行うことに変更した場合）の離婚調停事件の着手金は、20万円、自分でやる調停セットから引き続き離婚訴訟事件を受任するときの離婚訴訟事件の着手金は35万円とします。
- 5 第1項ないし第4項において、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条または第15条の規定により算定された着手金および報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することとします。
- 6 離婚に関連する事件（婚姻費用分担、子の面会交流、子の監護権の変更、子の引渡、財産分与、年金分割、親権者変更など）の弁護士費用も、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第1項、ないし第3項及び第5項及びの規定に準じて計算するものとします。離婚に関連する事件を離婚事件とともに申し立て、または申し立てられた場合に弁護士が当該事件についても受任する場合には、離婚事件とは別に着手金及び報酬金を受領することができるものとします。

(家事審判事件の特則)

第20条 家事事件手続法別表第1に掲げられている家事審判事件（特別代理人の選任、子の氏の変更、後見人となるべき者の選任、離縁の許可、財産管理者の選任、臨時保佐人の選任、財産目録調査期間の伸長、管理計算期間の伸長、相続放棄、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄等）で、事案簡明なものについての弁護士報酬は、個別の委任契

約及び本基準に特に定めのない限り，10万円以上30万円以下の手数料のみとすることができます。

ただし，受任後，審理または処理が長期にわたる事情が生じたときは，第14条または第15条の規定に準じて，着手金および報酬を受け取ることができることとします。この場合には，手数料を着手金または報酬の一部に充当するものとします。

(遺産分割事件及び遺留分減殺請求事件)

第21条 遺産分割事件及び遺留分減殺請求事件の着手金および報酬金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，第11条第13号及び第14号の規定による経済的利益を基準にして第14条及び第15条の規定により算出された金額とします。

ただし，交渉事件の着手金の最低額は20万円，調停事件・審判事件の着手金の最低額は30万円，訴訟事件・即時抗告事件等の着手金の最低額は50万円とします。

(交通事故事件)

第22条 交通事故事件の着手金の最低額は金20万円とします。

2 交通事故事件が終了し，経済的利益を得た場合の成功報酬の最低額は10万円とします。

(境界に関する事件)

第23条 境界確定訴訟，境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，金40万円以上，金60万円以下とします。ただし，同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは，着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

2 前項の着手金および報酬金は，境界に関して争いのある部分の権利の価

額を経済的利益として、第14条の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。

- 3 境界に関する調停事件・仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができることとします。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
- 5 境界に関する調停事件・仲裁センター事件または、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。

(借地非訟事件)

第24条 借地非訟事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、借地権の額を基準として、次のとおりとします。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

| 借地権の額 | 着手金 |
|---------------|-----------------------------|
| 金5000万円以下の場合 | 金30万円以上、金50万円以下 |
| 金5000万円を超える場合 | 前段の額に金5000万円を超える部分の1%を加算した額 |

2 借地非訟事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとします。

- (1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1

- を、それぞれ経済的利益の額として第14条の規定により算定された額。
- (2) 相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額または財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第14条の規定により算定された額。
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第1項の規定による額の2分の1とします。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件または示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第1項の規定による額の2分の1とします。

(保全命令申立事件等)

第25条 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。

ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2 前項の事件が重大または複雑であるときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。

ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、同条の規定により算定された額の3分の1の

報酬金を受けることができることとします。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
- 4 保全執行事件は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項および第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることとします。
- 6 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、金15万円を最低額とします。

(民事執行事件等)

第26条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とします。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額とします。
- 3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受け取ることとします。
ただし、その場合には、前2項の規定にかかわらず、着手金及び報酬金は第14条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は第14条の規定により算定された額の2分の1とします。
ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 前項の事件が重大または複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。

6 民事執行事件および執行停止事件の着手金は、15万円を最低額とします。

(倒産整理事件)

第27条 破産・民事再生・特別清算および会社更生の各事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、資本金・資産および負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

| | |
|----------------------------|----------|
| (1) 法人の自己破産事件 | 金60万円以上 |
| (2) 自然人事業者の自己破産事件 | 金50万円以上 |
| (3) 自然人非事業者の自己破産事件（管財事件） | 金40万円以上 |
| (4) 自然人非事業者の自己破産事件（同時廃止事件） | 金30万円以上 |
| (5) 第三者申立の破産事件 | 金100万円以上 |
| (6) 法人民事再生事 | 金100万円以上 |
| (7) 自然人の通常民事再生事件 | 金50万円以上 |
| (8) 自然人の個人再生事件 | 金30万円以上 |
| (9) 特別清算事件 | 金60万円以上 |
| (10) 会社更生事件 | 金200万円以上 |

2 自然人の破産事件において免責許可決定なされ、または再生事件において再生計画認可により免除が認められた場合の成功報酬は20万円とする。

3 前項の各事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定します。

(任意整理事件)

第28条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」という）の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、資本金・資産および負債の額ならびに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

(1) 非事業者の任意整理事件については、債権者1社につき、2万円として債権者数に応じて算定された金額とします。ただし、1社の債権額が、

- ① 50万円を超える場合には2万円
- ② 100万円を超える場合には5万円
- ③ 500万円を超える場合には10万円
- ④ 1000万円を超える場合には20万円
- ⑤ 5000万円を超える場合には30万円
- ⑥ 1億円を超える場合には50万円

をそれぞれ1社ごとに加算することができることとします。

(2) 前号の着手金は、金20万円を最低額とします。

(3) 事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額の倍額以上とします。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」という）並びに債務減額額及び過払金回収額を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

| | |
|-------------------------|-----|
| 金500万円以下の部分 | 15% |
| 金500万円を超え、金1000万円以下の部分 | 10% |
| 金1000万円を超え、金5000万円以下の部分 | 8% |
| 金5000万円を超え、金1億円以下の部分 | 6% |
| 金1億円を超える部分 | 5% |

(2) 依頼者および依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

| | |
|-----------------------------|-----|
| 金 5 0 0 0 万円以下の部分 | 3 % |
| 金 5 0 0 0 万円を超え、金 1 億円以下の部分 | 2 % |
| 金 1 億円を超える部分 | 1 % |

(3) 債務減額及び過払金回収に対する報酬

| | |
|-------------|--|
| 債務減額に対する報酬 | 債務減額額（債権者の要求額と解決額との差額。ただし、過払いとなった場合には債権者の要求額と同額とします）の 1 0 % |
| 過払金回収に対する報酬 | 過払金回収額の 2 0 %。ただし、依頼者に対して債権の支払を求めていた者から過払金を回収した場合は、上欄の債務減額に対する報酬も併せて受領することができます。 |

3 第 1 項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第 3 項の規定を準用します。

4 第 1 項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前 3 項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

(行政上の不服申立事件等)

第 2 9 条 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立ならびに行政手続事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第 1 4 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とし、報酬金は同条の規定により算定された額の 2 分の 1 とします。

ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、金 3 0 万円を最低額とします。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

| 刑事事件の内容 | | 着 手 金 |
|--------------------|---------------------|----------|
| 起訴前 | 事案簡明な事件 | 金40万円以上 |
| | 前段以外の事件 | 金80万円以上 |
| 起訴後 (第1審) | 裁判員裁判対象事件で事案簡明な事件 | 金100万円以上 |
| | 前段以外の裁判員裁判対象事件 | 金200万円以上 |
| | 裁判員裁判対象外の事件で事案簡明な事件 | 金40万円以上 |
| | 前段以外の裁判員裁判対象外の事件 | 金80万円以上 |
| 上訴審(控訴審 および上告審) | 事案簡明な事件 | 金40万円以上 |
| | 前段以外の事件 | 金80万円以上 |
| 再審及び再審請求事件 | | 金100万円以上 |

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがなく、委任事務処理に特段の労力または時間を要しない情状事件、起訴後(上告審を含む)については事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとします。

| 刑事事件の内容 | | 結 果 | 報 酬 金 |
|---------|----------------|------------|----------|
| 事案簡明な事件 | 起訴前 | 不起訴 | 金50万円以上 |
| | | 求略式命令 | 金30万円以上 |
| | 起訴後 (裁判員裁判) | 刑の執行猶予 | 金150万円以上 |
| | | 求刑された刑が軽減さ | 金80万円以上で |

| | | | |
|---------|------------------------|------------------------|-------------------------------|
| | 対象事件) | れた場合 | 軽減された程度に応じた額 |
| | 起訴後 (前段以外 の事件) | 刑の執行猶予 | 金50万円以上 |
| | | 求刑された刑が 軽減された場合 | 金30万円以上で 軽減された程度に 応じた額 |
| | 上訴審 | 原判決実刑判決が 執行猶予になった場合 | 金100万円以上 |
| | | 原判決の刑が 軽減された場合 | 金50万円以上で 軽減された程度に 応じた額 |
| 前段以外の事件 | 起訴後 (裁判員裁判 対象事件) | 無 罪 | 金500万円以上 |
| | | 刑の執行猶予 | 金300万円以上 |
| | | 求刑された刑が 軽減された場合 | 金100万円以上で 軽減された程度に 応じた額 |
| | 起訴後 (前段以外の 事件) | 無 罪 | 金300万円以上 |
| | | 刑の執行猶予 | 金75万円以上 |
| | | 求刑された刑が 軽減された場合 | 金50万円以上の 軽減された程度に 応じた額 |
| | 上訴審 (再審事件) | 原判決有罪判決が 無罪になった場合 | 金400万円以上 |
| | | 原判決実刑判決が 執行猶予になった場合 | 金200万円以上 |
| | | 原判決の刑が 軽減された場合 | 金75万円以上で 軽減された程度に応 |

| | | | |
|--------|--|-------------------|----------|
| | | | じた額 |
| | | 検察官上訴が 棄却された場合 | 金100万円以上 |
| 再審請求事件 | | 再審開始の決定 がされた場合 | 金300万円以上 |

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

(刑事事件等につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第32条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができます。

ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士が、刑事事件の処理にあたって被害者との被害弁償交渉を行うなどをしたときには、刑事事件の着手金及び報酬金のほかに、民事事件の弁護士報酬を受け取ることができるものとします。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間および執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用します。

(保釈等)

第34条 勾留の阻止，保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立事件の着手金は金20万円以上，報酬金は勾留を阻止した場合には金40万円以上，勾留延長を阻止した場合には金20万円以上，保釈が認められた場合には保釈保証金の20%に相当する金額，勾留執行停止が認められた場合には金40万円以上とします。これら着手金及び報酬金は，被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に受けることができることとします。

(告訴・告発等)

第35条 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続きの着手金は1件につき，金50万円以上とし，報酬金は依頼者との協議により受けることができることとします。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金および報酬金)

第36条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は，個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り，次のとおりとします。

| 少年事件の内容 | 着手金 |
|------------------|---------|
| 家庭裁判所送致前および送致後 | 金50万円以上 |
| 抗告・再抗告および保護処分の取消 | 金50万円以上 |

2 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

| 少年事件の結果 | 報酬金 |
|-----------------------|----------------------|
| 非行事実なしに基づく審判不開始または不処分 | 金70万円以上 |
| 検察官の処分意見よりも軽減された場合 | 金30万円以上の軽減された程度に応じた額 |

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件が家庭裁判所に送致され、引き続き同一の弁護士が家庭裁判所送致後の事件を受任するときは、第36条に定める着手金を受けることができます。

2 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとします。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

なお、経済的利益の額の算定については、第11条ないし第13条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

| 項目 | 分類 | 手数料 |
|------------------------------------|----|---|
| 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と | 基本 | 金30万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額 |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| は別に受けることができません) | 特に複雑 または特殊な事情がある場合 | 弁護士と依頼者との協議により定める額 |
| 即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません) | 示談交渉を要しない場合 | 金300万円以下の部分：金20万円 |
| | | 金300万円を超え、金3000万円以下の部分：2% |
| | | 金3000万円を超え、金3億円以下の部分：1% |
| | | 金3億円を超える部分：0.5% |
| | 示談交渉を要する場合 | 示談交渉事件として、第15条または第19条ないし第24条の各規定により算定された着手金及び報酬とは別に金10万円以上の額 |
| 公 示 催 告 | | 即決和解の示談交渉を要しない場合と同額 |
| 倒産整理事件の債権届出 | 基 本 | 金5万円以上、金10万円以下 |
| | 特に複雑 または特殊な事情がある場合 | 弁護士と依頼者との協議により定める額 |

(2) 裁判外の手数料

| 項 目 | 分 類 | 手 数 料 |
|---------|-----|---------|
| 着手前調査費用 | 基 本 | 金10万円以上 |

| | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|---|---------------------------------|
| | 特に複雑 または特殊 な事情が ある場合 | 弁護士と依頼者との協議により定め る額 | |
| 法律関係調査 (事実関係調査 を含みます) | 基 本 | 金 1 0 万円以上金 3 0 万円以下 | |
| | 特に複雑 または特殊 な事情が ある場合 | 弁護士と依頼者との協議により定め る額 | |
| 契約書類および これに準ずる 書類の作成 | 定 型 | 経済的利益の額が 金 1 0 0 0 万円 未満のもの | 金 1 5 万円以上 |
| | | 経済的利益の額が 金 1 0 0 0 万円 以上, 金 1 億円 未満のもの | 金 3 0 万円以上 |
| | | 経済的利益の額が 金 1 億円以上の もの | 金 5 0 万円以上 |
| | 非定型 | 基 本 | 金 1 0 0 0 万円以下の部分 : 金 3 0 万円 |
| | | 金 1 0 0 0 万円を超え, 金 1 億円以下の部分 : 1 % | |

| | | | |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| | | 金1億円を超え, 金3億円以下の部分 : 0.5% | |
| | | 金3億円を超える部分 : 0.25% | |
| | | 特に複雑 または特殊 な事情が ある場合 | 弁護士と依頼者との協議 により定める額 |
| | 公正証書にする場合 | 上記手数料に金3万円 以上の金額を加算する。 | |
| 内容証明郵便 作成, 送付 | 基 本 | 金10万円以上 | |
| | 特に複雑 または特殊な 事情がある 場合 | 弁護士と依頼者との協議により定め る額 | |
| 遺言書作成 | 定 型 | 相続財産の価額 が5000万円未満 の場合 | 金10万円以上 |
| | | 同5000万円以上 1億円未満の場 | 金15万円以上 |

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------|--|
| | 同 1 億円以上の 場合 | 金 2 0 万円以上 |
| 非定型 | 相続財産の価額 が5000円未満の 場合 | 金 2 0 万円以上 |
| | 同5000万円以上 1 億円未満の場 合 | 金 3 5 万円以上 |
| | 同 1 億円以上 5 億円未満の場合 | 金 5 0 万円以上 |
| | 同 5 億円以上の 場合 | 相続財産の価額に 0. 1 %を乗じた金額以上 |
| | 公正証書にする場合 | 上記手数料に金 3 万円 以上の金額を加算する。 |
| 遺言信託 (遺言書の作成 及び保管を 行います) | 相続財産の価額が 1 億円未満の場合 | 金 2 5 万円以上 |
| | 同 1 億円以上 3 億円未満の場 合 | 金 4 0 万円以上 |
| | 同 3 億円以上 5 億円未満の場 合 | 金 5 0 万円以上 |
| | 同 5 億円以上の場合 | 相続財産の価額に 0. 1 % を乗じた金額に 5 万円を加 算した金額以上 |
| | 公正証書にする場合 | 上記手数料に金 3 万円 を加算する。 |
| 遺言執行 | 基 本 | 金 3 0 0 万円以下の部分 : 金 3 0 万円以上 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>金300万円を超え, 金3000万円以下の部分 ：2%以上</p> |
| | <p>金3000万円を超え, 金3億円以下の部分 ：1%以上</p> |
| | <p>金3億円を超える部分 ：0.5%以上</p> |
| 特に複雑または特殊な 事情がある場合 | 弁護士と依頼者との協議 により定める額 |
| 遺言執行に裁判手続を 要する場合 | 遺言執行手数料とは別に, 裁判手続きに要する 弁護士報酬を受領できる ものとします。 |

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 会社設立等 | 設立・増減資・合併・ 分割・組織変更・通常 清算 | <p>資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額。</p> <p>ただし、合併または分割については金200万円を、通常清算については金100万円を、その他の手続きについては金10万円を、それぞれ最低額とします。</p> <p>金1000万円以下の部分 ：4%</p> <p>金1000万円を超え金2000万円以下の部分 ：3%</p> <p>金2000万円を超え、金1億円以下の部分 ：2%</p> <p>金1億円を超え、金2億円以下の部分 ：1%</p> <p>金2億円を超え、金20億円以下の部分 ：0.5%</p> <p>金20億円を越える部分 ：0.3%</p> |
| 会社設立等 | 申請手続 | 1件金5万円以上 |

| | | |
|--|------------------|--|
| 以外の登記等 | 交付手続 | 事件処理に伴う 登記簿謄本・戸籍謄抄本 住民票等の交付手続きは 1通につき金1000円 以上とします。 |
| 株主総会等 指導等 | 基本 | 金30万円以上 |
| | 総会等準備も指導する 場合 | 金50万円以上 |
| 現物出資等証明（会社法第33条第10項3号 等に基づく証明） | | 1件金30万円以上 |
| 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険 に基づく被害者による簡易な損害賠償請求） | | 次により算定された額。 ただし、損害賠償請求 権の存否またはその額に 争いがある場合には、弁 護士は、依頼者との協議 により、適正妥当な範囲 内で増減額することがで きます。 給付金額が金150万円 以下の場合 ：金3万円 給付金額が金150万円 を超える場合 ：給付金額の2% |

任意後見契約
および財産管
理・身上監護

- (1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料
「着手前調査費用」の基準を準用します。
- (2) 財産管理契約，死後事務委任契約の作成
それぞれ金10万円以上
- (3) 任意後見契約の作成
金20万円以上
- (4) 尊厳死宣言書の作成
金3万円以上
- (5) 契約締結後，委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬
 - (イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合
月額3万円以上
 - (ロ) 上記に加えて，収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
月額3万円以上を加算
ただし，不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は，月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けられることとします。
- (6) 契約締結後，その効力が生じるまでの間，依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料
1回あたり1万円以上5万円以下

第5章 時間制

(時間制)

第39条 弁護士は，依頼者との協議により，受任する事件等に関し，第2

章ないし第4章および第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正
妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を
含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

- 2 前項の単価は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、3
0分毎に金1万円以上とします。事件処理を複数の弁護士があたった場
合には、執務時間は各弁護士事に計算したうえで合算するものとします。
受任した事件等の処理に要した時間に、30分に満たない端数が生じた
場合、その端数は繰り上げて計算するものとします。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から
相当額を預かることができることとします。
- 5 弁護士は、依頼者との協議により、第2章ないし第4章および第7章
の規定によって、弁護士報酬を定めた事件等について、予め設定した処
理期間を超えた場合は、その超えた期間において、当該事件等の処理に
要した時間につき、第1項ないし第3項の規定を適用することができる
こととします。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条 顧問料は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次
のとおりとします。

ただし、事業者については、事業の規模および内容等を考慮してその
額を増減することができることとします。

事業者：月額 金5万円以上

非事業者：年額 金6万円（月額金5000円）以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別
に定めるものとしますが、特に明記しない場合は、電話・ファックスお
よび電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とし、歴月につ
つき3時間までは顧問料の範囲内で無料とし、3時間を超える相談につ

いては30分5000円以上の相談料を受け取ることができるものとします。

- 3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できることとします。
- 4 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面鑑定、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導または立ち合い、講演などの業務の内容および弁護士報酬、ならびに交通費および通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その対応方法を決定します。
- 5 特に明記しない場合は、弁護士と顧問会社との間の法律事務に対する報酬は、本報酬基準で定める弁護士報酬から10%を減額した金額とすることとします。

第7章 日 当

(日 当)

第41条 日当は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとします。

| | |
|----------------------|--------|
| 往復所要時間が2時間以上4時間未満の場合 | 金3万円以上 |
| 同4時間以上6時間未満の場合 | 金5万円以上 |
| 同6時間以上の場合 | 別途協議する |

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

(出廷日当)

第42条 出廷日当を定める場合は次のとおりとします。

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事事件および少年事件の期日

出廷1回につき金2万円以上，金10万円以下

- 2 弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができることとします。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第43条 弁護士は，依頼者に対し，弁護士報酬とは別に，収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通通信費，宿泊料，保証金，供託金，その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。

- 2 弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。
- 3 前項の概算額につき，不足が発生または見込めるに至った場合には，弁護士は依頼者に対し，追加の支払いを求めることができることとします。
- 4 弁護士は，依頼者から預かった実費等について，原告として事件等の処理が終了したときに精算するものとします。

(交通機関の利用)

第44条 弁護士は，出張のための交通機関については，最高の運賃の等級を利用することができることとします。

第9章 委任契約の精算

(委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が，解任，辞任または委任事務の継続不能により，途中で終了したときでも着手金は返還しないものとします。

- 2 弁護士は，事件処理の程度に応じて，依頼者に対して報酬の一部又は全部を請求することができるものとします。

(事件等処理の中止等)

第46条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができるものとします。

2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。

3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

(弁護士報酬の相殺等)

第47条 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知致します。

3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

第10章 雑 則

(本基準の変更)

第48条 本基準の改定、変更があった場合には、変更後の基準を当事務所のウェブサイトの弁護士費用を説明するページに掲載する方法で依頼者に明らかにします。新たな基準がウェブサイトに掲載された後は、弁護士報酬は新たな基準に従うものとします。

(準拠法)

第49条 弁護士と依頼者との間の契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

(2017年1月20日改訂)